

●松尾孝府議の代表質問の概要をご紹介します。また、新政会の代表質問の概要もご紹介いたします

松尾孝（日本共産党、伏見区）1999、12、7

【松尾】

日本共産党の松尾孝です。私は、日本共産党府会議員団を代表し、雇用確保や中小企業対策など通告いたしました課題について知事並びに関係理事者に質問します。

自自公連立の第二次小渕内閣が発足して2カ月たちました。

そもそもこの内閣は、さきの総選挙で、与・野党立場を異にして国民の支持を競った政党が連合するという、成り立ちそのものが公約違反であります。介護保険問題、中小企業基本法や年金の大改悪、批判が噴出している第二次補正予算などは、この内閣にこれ以上政治をまかせられないことを浮きぼりにしています。

日本共産党はこの自自公体制にきっぱりと対決し、政治の転換をめざして全力をつくすことを表明するものであります。

膨大な人びとの生活脅かす日産など大企業のリストラ 解雇野放しを規制し、雇用を守るルールを国に求めよ

はじめに府民の生活と地域経済に極めて重大な影響を与えている雇用問題についてうかがいます。

日産の大リストラ計画は、全国に大きな衝撃を与えましたが、特に日産車体宇治工場の事実上の閉鎖は、地元宇治市に激震をあたえました。1300人の従業員はもちろん、下請け関連企業で働く約1800名の労働者、あわせて3000人以上の人たちが、直接間接、雇用の危機に見舞われ、その家族を含め膨大な人たちの生活が脅かされるのです。

知事は日産は「工場移転」であり、労働者の解雇はないと、言われますが、宇治市議会に資料として出された内部文書には、「500人の人員スリム化」と書かれており、まぎれもない首切り合理化であります。

わが党議員団は、先の9月議会で、野放しになっている大企業のリストラ、解雇に対し、「事前の届け出と影響調査、協議」等を内容とする「条例」、「要綱」の制定を要求し、その後の決算委員会でも知事の見解を求めました。

知事は、「雇用対策法により30人以上の解雇については届出が義務づけられており指導が行なわれている。この法以上のことをやれば問題が生じる」旨、答弁されました。雇用対策法21条は十分承知しております。しかし、それは解雇の届け出であり、届出先は職業安定所長です。雇用調整助成金の活用など一定の調整をするだけで、解雇を規制するものではありません。ですから、何千、何万というリストラ、人員整理計画が相次いでいるのです。希望退職や転出出向の強要という事実上の解雇は野放しです。

現に、その後もNTT、三菱自動車、島津製作所などのリストラ、移転計画が続いてい

ます。さらに最近、ダイハツ自動車大山崎工場が2005年をメドに大分県に移転することも報道され、日産、三菱と合わせて、府下の自動車関連工場がすべて移転となります。

私どもは、このような中で、影響が大きい、一定規模以上の事業所のリストラ計画について、届け出と影響調査、協議を義務づけることが必要と条例・要綱の制定を提起しているのです。影響調査とそれにもとづく協議は何ら違法ではありません。あらためて知事の見解をうかがいます。お答えください。

また知事は、「わが国には最高裁判決に示されている「整理解雇四要件」があつて、解雇規制はヨーロッパよりきびしい」と強調されました。しかしあくまで判例であつて、法ではありません。解雇規制は社会的ルールとして確立していないのです。

日産大リストラの中心人物・ゴーン氏のルノー・ベルギー工場閉鎖問題を持ち出し、そのゴーン氏もヨーロッパよりきびしい日本ではベルギーのようにやれず、解雇でなく移転だと言われましたが、知事の「ヨーロッパより、日本がきびしい」というご認識は間違っています。

これはヨーロッパの状況の一覧表です。ドイツには「解雇制限法」、フランスには「経済的理由による解雇の防止と職業転換の権利に関する法律」があり、イギリス、イタリア、その他の多くの国で雇用を守る法整備が行われておりまして、日本よりはるかにきびしいのです。ベルギー工場の閉鎖には、ヨーロッパ中で大抗議行動が起こり、ベルギーやフランスの三つの裁判所で違法の判決が下されました。このような中で、EC指令による労使交渉が行なわれ、結果的には工場は閉鎖されましたが、責任を認めたルノーがベルギーやフランスで新たな雇用をつくり、退職者には慰謝料まで支払ったのです。

リストラ・解雇野放しの日本で、解雇規制法の制定など、雇用を守るルールをつくるのは緊急の課題です。国に対し強く要求すべきではないでしょうか。お答えください。

【知事】 パネルまで用意していただきまして、いろいろご説明をいただきましたり、こういう資料もいただきました。私はほとんど存じていることばかりでございますけれども、もう一回、先日の決算特別委員会でもるるお話ししたけれども、せっかくのご質問でございますので、もう一度申し上げたいと思います。

まず、整理解雇の要件につきましては、何度も申しますけれども、わが国の最高裁の判例がとにかく非常にヨーロッパに比べても厳しい要件を課している。そうでなければ整理解雇は無効だということまで決めていると言うことは学者、関係者の中の定説でございます。もう一度申しますと①整理解雇を行うべき客観的必要性が存在すること。②雇用者が整理解雇を回避する努力を尽くしており、他の回避の道がないこと。③被解雇者選定の整理解雇基準が合理的なものであること。④労働者に対するその摘要が妥当なものであること。⑤労働者側に対する説得、協議を十分に行っていること、こういう条件がございますが、これはいろいろ先ほどお示しになったEUの「解雇制限の指令」、法律等に比べましても最も厳しいというように思っております。といいますのは、ヨーロッパでは簡単に整理解雇いたしますので、指令では解雇するまでの必要な手続きを定めているわけで、その手続きさえ踏んでおれば結果は、解雇してはいけないということはないわけで、解雇は必ず、手続きさえ踏めば、正当なものであれば有効であるということあるから、解雇を制限しているから解雇を認めないと言うのは、誤解かあるいは強調され過ぎだと思っております。

現に、日産のゴーンさんもベルギーで工場やってきて、いろいろ問題になりましたが、それが成功したので、現在のゴーンさんがあると聞いております。私も、この前お答えしたことで、若干、気にしておりましたので、先般、ある勉強会で新聞記者全紙がおるなかでございますが、著名な専門家に「こういうことを言う政党がうちにいるんですけども、

どう思われますか。条例で解雇を制限してしまえと言われるんですけども、どう思われますか」と言いましたら、笑い出されまして、「そんなことを言う政党がまだあるんですか。前近代的なんで私は想像できません」というようなお話がございました。その上、「そんなことをしたら京都に来る企業はなくなりますよ」と、私がこの前言ったことと同じことを言いまして、私も、やっぱり私の言ったことは間違いではなかったという自信を強めたわけでございます。

そしてまた、11月4日の参議院本会議で共産党の立木議員が、小渕首相に質問されました。その質問は「解雇規制法など、労働者保護のルール確立をはかるべきではないか」と、同じことを言うておられます。それについて、小渕首相は解雇についきて判例の考え方も踏まえ、「具体的事情に応じ労使間で十分話し合われるべきものであり、一律に規制するような立法措置は適切ではないと考えます」というふうに答弁されています。

それから、「日産のような大規模なリストラは地域経済全体にも巨大な被害をもたらします。このような大規模なリストラに対して、自治体との協議や計画の変更、中止の勧告ができる制度、リストラアセスメント法をつくるべきではないか」と言う質問に対して、「リストラが地域の経済や雇用に大きな影響を及ぼす場合には、企業と自治体との協議がなされることが重要と考えますが、リストラは企業の経営に関わる問題であり、法制化することは適当でないと考えます」と言うことで、とにかく、共産党のいわゆる中央の指令はきちっと守られと言うことであれば、国会の参議院での答弁を十分に噛みしめていただきたいと思えます。

【松尾】

いま行われているリストラはやむを得ないもの、もともと民間の労使の問題で、そこで話し合われるべき問題なんだといった主旨のところから出発したご答弁なんです。

しかし、ヨーロッパなどでは、労使間では解決できない問題だから法規制があると、法規制でも100%規制できないということは当然あるでしょう。しかし、日本は最高裁判例しかない。これは判例であって、それは訴訟の場では大変強力な武器であることは間違いないでしょう。厳しいものでもあります。しかし、それは社会的なルールとしては確立していなんだと言うことなんですから、それが必要だ、国に求めてもらいたいということも言っておりますし、それが無い段階で京都府として一定の条例、要綱のようなものを設けて、届け出を受け、協議をし、それに基づいて知事に指導をしていただくということが必要じゃないかということをお願いしているわけですから、あらためてお聞きをしておきたい。リストラで、知事はどうなってもいいんだというお立場ですか。そうではないと思うんです。そこでお聞きしてるんですから、お答えをいただきたい。

【知事】 判例の方がいいと言うことにつきましては、私はいろいろ学者に聞きましたら、「どうせ法律をつくっても具体的な事例に当てはめるときには、必ずそこで政令をつくるとか、通知をするということになって、最後は具体的な問題になってしまう。だから最後は裁判で判例に行くのが1番確実であり、法律で全部を規制することはできない」、こういう意見がたくさんございまして、私もそのように考えております。

大企業のリストラ関連下請け企業にも大きな影響 全面的に実態をつかみ、必要な支援を

【松尾】

次に中小企業、特に下請関連企業を守る問題について伺います。

日産車体宇治工場の閉鎖問題は40社に及ぶ下請企業に深刻な影響を与えています。自社製品を持たない100%の日産下請は閉鎖と同時に休業ということになりかねません。また、複数下請の場合でも受注減をどうカバーするか全く見通しが持てない状況です。府として雇用対策とともに2次、3次の下請企業の支援に全力をあげる必要があります。京都府は去る11月4日、日産車体連絡協議会を発足させ、影響調査をはじめ総合的な対応策をすすめているとのことですが、どのような対策を検討しているのか具体的にお聞かせください。

わが党議員団は過日、東京都墨田区の中小企業対策を調査してまいりましたが、墨田区では日産の計画発表と同時に、区内の日産関連下請を2次、3次にまでわたり調査して実態をつかみ、現在さらに、各企業の対策を含め、第2次調査を実施中とのことでした。宇治市と比べ影響予想ははるかに小さいのですが、その機敏さ、区あげての取組姿勢に驚きました。担当者の「区内全中小企業の訪問調査で事業所台帳が完備しているので、それにもとづいて即応体制が取れた」との説明に目をみはる思いでした。

私どもはこれまで西陣など伝統地場産業の実態調査を繰り返し要求してきましたが、府は「調査している」、「実態も把握している」と応じられませんでした。いま述べた墨田区の対応とは大違いです。もちろん府県行政と末端自治体行政のちがいはあるでしょう。しかし、この姿勢がなければ本当に温かい、行き届いた中小企業対策はできません。

リストラのいっそうの拡大が懸念されているいま、中小企業の実態をよく掴み、融資だけでなく、技術・人材・市場など経営の内部にまで立ち入った支援を行なうことがどうしても必要です。京都市をはじめ、関係市町村、団体とも協議し、下請関連企業の全面的な実態調査を直ちに行なうべきと考えますが、いかがですかお答えください。

【知事】 日産車体対策については、生産規模縮小計画の発表後、ただちに副知事を日産車体、日産自動車本社に派遣して、遺憾の意を伝え、緊密な情報提供はじめ雇用の確保や下請企業への配慮などを強く申し入れると共に、私も直接、国に対し、早急な対策の実施を要請してきたところでございます。さらに他の関係府県にさきがけ、地元市町、商工団体、日産車体にも参加を求め、「京都府日産車体対策連絡協議会」をも設置いたしまして、情報交換をおこないますとともに、下請け企業等への影響などの調査を実施しているところでございます。今後、日産車体などとの取り引きの方向が明確となる中で、下請け企業からの融資や仕事の斡旋など、具体的な要望に対しましては適切に対応してまいりたいと考えております。

また、下請け関連中小企業対策として、下請け団体との懇談会の開催や京都府中小企業振興公社がおこないます受注動向調査、下請けアドバイザーによる訪問指導などを通じまして、適時、企業の実態把握に努めているところでございます。

資金繰りに苦慮する業者への融資をただちに改善を 中小企業基本法の改悪、外形標準課税の導入に反対すべき

【松尾】

次に、年末を迎えた中小企業融資対策です。

日栄など商工ローンが大問題になり告訴が相次いでいます。もちろん日栄の常軌を逸したやり方に最大の問題がありますが、その事態を長期にわたり放置してきた国と、京都府

の責任も重大です。知事は、先の決算委員会で「京都府貸金業関係連絡会」を設置し対策を進めていると言われましたが、設置はつい1カ月前の11月2日、新聞などで大問題になってからです。国が設置を指示したのは昨年6月です。この間、京都での対策は全く放置されてきました。監督権を持つ近畿財務局、京都財務事務所の責任ですが、府も無関係ではありません。どうお考えか、お答えください。

中小業者が危険と知りながら商工ローンに走らざるを得ない背景には、依然として続く貸ししぶり、保証しぶりがあります。特に、特別保証の保証しぶりは許せません。例えば、放火の突発被害をうけ、従業員の給与などにあてるため、社長個人名義でサラ金から150万円の融資を受けた業者が5000万円の特別保証を申請したところ、「ネガティブリストに該当」として保証されませんでした。また協会から法人税の滞納を指摘され、大阪国税の指導を受け手形を借りて納税した業者が、「融通手形の穴埋め保証は出来ない」と拒否される、こんな例も聞いております。

これらの事例でも明らかなように、府の制度融資や、保証協会の保証を、制度の趣旨にふさわしく運用することが、どうしても必要です。

知事は、「再建可能なものは配慮されている」といわれましたが、正反対の門前払いです。資金繰りに苦しむ業者への融資をただちに改善すべきですがいかがですか。お答えください。

また、先の決算委員会で知事は、商工ローン被害救済のための相談窓口設置を拒否されましたが、商工ローンやサラ金など多重債務の処理は複雑です。関係法令に詳しく、経営指導の経験もある職員や専門家を配置した相談窓口を設置すべきです。お答えください。

下請企業対策、金融対策についてお聞きしましたが、これらの対策を進める根拠となる「中小企業基本法」が、今、国会で大改悪されようとしています。これは、大企業との「格差是正」、中小企業の「底上げ」など、中小企業の保護、育成という法理念を骨抜きにし、一部のベンチャー企業などへのテコ入れに重点化しようとするものです。

また、政府は法人事業税の外形標準課税の導入を検討するとしていますが、これは、所得に関係なく、赤字の場合でも、従業員数、給与総額、建物床面積などを基準に課税しようというものです。現行では赤字で税額ゼロの企業が、何100万円も納めなければならないことも起こってくるのです。

知事は、激変緩和措置や、中小企業への配慮などを前提としながらも、この外形標準課税の導入を国に要請していますが、中小企業の実態をみないひどいやり方ではないでしょうか。

日本共産党は、中小企業基本法の改悪、外形標準課税の導入に強く反対するとともに、中小企業の振興のため、国の産業経済政策を、大企業優先から中小企業重視に切り替えることを強く要求するものです。

【知事】 商工ローンなど、高利資金の利用企業に対する貸し渋り特別保証につきましては、これまでから何度もお答えしております通り、ネガティブリストに該当しない場合は、原則、融資するという制度の規定などに沿いまして、適切な対応がはかられてきているところでございます。尚、京都信用保証協会における貸し渋り特別保証の実績は、来年3月までの計画額である4千億円をすでに11月8日には超過をいたしております、中小企業のみなさんの経営安定に大いに寄与しているものと考えております。

商工ローン等の対策につきましては、従来から、近畿財務局や府警本部等と十分、連携をはかりながら対応しているところであります。また、先般、対策のいっそうの強化について、改めて国に要請をおこなったところでございます。さらに中小企業総合センターや消費生活科学センター等で利用者からの相談に対応し、必要に応じて専門家を紹介するな

ど適切に対処しているところでございます。また、商工会議所などが実施しております、倒産防止特別相談事業に対しても、府として支援をおこなっているところでございます。

織機共同廃棄事業保証金問題 不況にあえぐ業者へ、保証金の返還を

【松尾】

次に昭和52年から10年間にわたって実施された、絹織物の織機共同廃棄事業の保証金問題について質問いたします。事業に参加した丹後や西陣の業者は織機買上げ代金のうち36%を特別賦課金として拠出し、さらに10%を保証金として運用資金にあてました。本来なら、この資金を16年間運用し、借入金の返済が終了した時点で、保証金は全額事業参加者に返るはずでした。ところが、政府の低金利政策のもとでこの資金運用が破綻し、昭和57年度実施分からは、まったく返らないという事態が発生しています。今年返還されるはずであった金額は、丹後で1256人、2億7000万円、西陣で318人、7700万円にもものぼります。さらに昭和62年度までの分も返済できないと通知されており、丹後では5年分、約11億円にもものぼります。

この事業を計画し、すすめてきたのは政府・通産省です。事業破綻の原因となった低金利政策を進めたのも政府です。ところが、政府出資金は若干の返済猶予措置を講じただけで全額返済させておきながら、不況にあえぐ業者には、まったく返さないというのですから本当にひどい話です。「銀行が不良債権を抱えて大変だとなれば60兆円も投入するのに、業者にはまったく冷たい仕打ち」と怒りの声があがるのは当然です。

さらに、京都府にも大きな問題があります。62年、63年の事業については、京都府が丹後織物協同組合、西陣織物工業組合に融資を行ないました。この府の融資についても、業者には1円も返らないのに京都府への返済だけはきっちり要求するのでしょうか。

知事は、国に特段の措置を要求するとともに、不況に苦しむ業者に保証金が返還されるよう、全力を尽くすべきではありませんか。お答えください。

【知事】 繊維業界の設備共同廃棄事業についてであります。予想を超えた低金利により、事業者に新たな負担の生じることがないように、返済期限延長の特例措置がとられたところでございます。また、事業者が拠出しております保証金につきましては、契約時より返済資金に充当することになっておりますが、京都府といたしましては国に対し、産地の厳しい実情を訴える中でさらに大幅な償還期限の延長などを要望しているところでございます。

米の減反、水田営農対策について

【松尾】

次に農業問題についておたずねします。

政府は10月末、来年からの米づくりや減反の新たな仕組みとなる「水田営農対策」を決定しました。「対策」は米の計画的生産を徹底し、麦・大豆の本格的増産で「水田営農の活性化」をはかるとしていますが、多くの重大な問題をはらんでいます。

何より問題なのは米生産の維持に決定的な米価の回復に、なんら実効ある対策をとろうとしていないことです。生産者米価は五年前の1俵2万1千円台から、いまや1万6千円台と5千円近くも暴落し、多くの農家は稲作経営への展望を失っています。「水田農業の活性化」をいうのなら米価の回復こそが急務ですが、実効ある対策は示されていません。

「稲作経営安定対策」の補てん金上乘せ、補てん割合引き上げなど部分的な対策では、米

価の回復はおろか、下落の歯止めにもならないことは明らかです。

また、豊作で生産が計画を上回ったら、その分は農家の負担でエサ米として処分する事としていますが、価格は1俵千円前後、多少の政府助成があっても1万円から損をすることになります。こんなことでは農家の生産意欲はますます失われ、国民の主食である米の自給まで崩壊しかねません。

もう1つの大問題は麦・大豆の本格的な定着、増産ができるのかという問題です。本作として定着させるには、排水などの基盤整備や技術問題の解決に加え、価格保障など経営的安定が前提です。「対策」は、現在の稲作所得6万2千円を上回り、最高7万3千円を助成する新しいシステムを作って誘導するとしていますが、4ヘクタールをこえる団地化、または担い手への集積が条件です。これを満たせるのはごく一部の地域や大規模農家・経営にすぎません。条件を満たせない地域や麦・大豆以外の作物では助成額に大幅な格差がつけられ、いづれそれも廃止するとされています。また、稲作所得を上回る7万3千円の助成というのも、暴落した今の所得と比較してのことであり、暴落前の8万1千円を大きく下回り、とても、麦・大豆の本格生産につながる水準ではありません。これでは、「米を作らない水田」の多くが荒廃することになりかねず、「水田農業活性化」どころではありません。

米の自給を維持し、水田の生産力を麦・大豆の増産に生かすことは、自給率の回復・向上という国民的課題の達成にとって不可欠ですが、政府が決定した「水田営農対策」は、とてもこの課題にこたえられるものではありません。名前を変えた「新減反政策」との批判が出るのは当然です。

そこで知事におたずねいたします。

知事は9月定例会代表質問で、政府のえさ米構想にたいする質問に答え、「国民の主食である米政策につきましても、国の責任において各種制度が充実されるよう強く要望している」旨、答弁されましたが、今後の府農政の基本にかかわる「水田営農対策」についてどうお考えでしょうか。お答え下さい。

第2に本府は11月10日、この「対策」を市町村に下ろし、その具体化をすすめていますが、これは市町村にとっても大問題です。地域農業の今後のあり方を決める計画を1月や2月でつくれる筈がありません。また、農家の意見も聞かずにつくった計画を上から下ろし、減反を押し付けるようなことでは絶対にうまくいきません。農家の自主性を尊重し、農業を守る積極性を引き出す指導、援助が必要と考えますが、いかがですか。

第3に府独自の米価対策です。さきに指摘しましたとおり、稲作の安定は水田農業を守る土台です。政府が市場原理にゆだね、下落対策を全く講じない状況のもとで、府として稲作所得を保障する独自の対策がどうしても必要です。さし当たって、米価を暴落前の1俵2万円の水準にもどすことが必要です。稲作を守り、水田農業を守ることは、自然環境や国土の保全にとっても不可欠であり、府民合意は必ず得られるものと確信いたします。市町村と協議し実現に努力すべきと考えますが、いかがですか、お答えください。

【知事】 今回の国の水田農業対策については、米の過剰が恒常化する中で、米の需給均衡と食糧自給率の向上を図るために、麦、大豆など、米以外の水田利用作物の本格的な定着、拡大方向が示されたものと考えております。京都府といたしましては、今回の国の対策を最大限に活用し、土地利用型作物の集団的な栽培を促進しながら、米からの生産シフトが着実にすすんで来ております、野菜、花などの新しい産地づくりをいっそう進めてまいりたいと考えております。

平成12年産米の市町村別ガイドラインにつきましては、集落などで水田利用や作付け計画を早急に検討していただくために、従来より約1カ月早く配分したところであり、

今後、市町村ごとに水田農業振興計画が策定されますが、昨年度から実施しております集落一農場づくり事業の成果が引き継がれ、地域ぐるみの取り組みが促進されるものと期待をいたしております。

米価につきましては、これまでから再三お答えしております通り、米は均一の価格で全国流通する商品でもありますので、京都府独自の価格対策の実施はきわめて困難、不適切であると思います。尚、制度の充実を要望しておりました、国の稲作経営安定対策につきましては、来年度から農家積立金の還元や補填割合の引き上げ、対象となる米の拡大など制度の改善がはかられることとなっております。

介護保険 市町村の自立認定者援助対策への事業に支援を特別擁護老人ホームの建設計画を前倒ししですすめるべき

【松尾】

次に介護保険の問題にうつります。

わが党は、この7月、介護保険が「保健あって介護なし」とならないよう緊急対策を提案しましたが、政府もようやく、自自公三党の見直し協議を受けて、11月5日、保険料の徴収「凍結」など介護保険見直しの「特別対策」を決定しました。

しかし、介護の基盤整備をどうすすめるのか、低所得者対策や認定制度の改善はどうするのかなど1番肝心な問題については、なんらの具体策、改善策もありません。しかも財源は、すべて赤字国債でまかなう計画であり、いずれそのつけが国民に大きいのしかかってくることは必至です。凍結・見直しをいうなら、具体的な改善策を国民に示し、財源も今の予算の枠内で財政支出のきりかえによってまかなうべきです。

わが党はこのほど、保険料徴収の凍結中におこなうべき最小限の課題について提案をおこないました。即ち、低所得者が制度から排除されることのないよう保険料、利用料の減免制度を確立し、在宅、施設サービスともに最小限必要な基盤づくりを促進し、1年後にその達成状況を見定めて、制度を本格的に発足させるかどうかを判断すべきだということです。

介護保険は、府民にとっても大問題です。この制度を府民が本当によろこべるものとするため、京都府がこの趣旨を生かし積極的な対策を講じられるよう、以下、3点についてうかがいます。

まず、市町村がすすめている自立認定者の援助対策にたいする支援です。

現在、認定作業がすすめられています。10月末の「自立」認定者は4・6%にのぼっています。この人たちが、いま受けているサービスを受けようと思えば、全額自己負担となります。その負担ができなければ、サービスをあきらめるほかありません。市町村ではこの問題に頭をいため、困難な中でもいろいろと検討を進めています。たとえば、京田辺市では「自立」認定された方々のデイサービス、ホームヘルプサービスについては九割を市が負担すると九月議会であきらかにしました。加茂町や久美浜町、南山城村など「現行の福祉サービスを後退させない」「町独自のサービスを検討する」としているところもあります。こうした市町村に積極的な支援を行なうべきだと思います。

福島県では、「介護保険対応市町村緊急指導事業」をおこし、「自立」認定された方々へ、市町村が独自施策を実施できるよう相談のり、必要な支援をすすめています。

京都府としても、市町村の自立認定者援助対策への支援を、財政援助も含め、ぜひ行な

うべきだと考えますが、いかがでしょうか、知事のご所見をうかがいます。

次に、特別養護老人ホームの増設です。

府は「施設サービスの提供は特養、老健、療養型各施設を総合的に見ていく必要がある」とし、先の決算委員会でも「現在の待機者340名については、介護保険が始まる平成12年度には、ほぼ解消できる。」と答えられました。しかしそれほど甘くはありません。舞鶴市のように待機者が当初見込みより増え、すでに不足がはっきりしているところもあるのです。

そもそも府が待機者340名としているところに問題があります。この数字は老健施設などで待機している200名を除いた数字です。特養ホームに入れないため、やむなく他施設に入っている人は、はじめから特養には入れないつもりでしょうか。しかも介護保険では、特養、老健、療養型とそれぞれ1割負担の金額が違います。そうなれば、比較的安い特養ホームのニーズが高まり、ベット数がさらに不足することは目に見えています。

府として、このような事態をどう解決するおつもりでしょうか。お聞かせください。行政の都合でお年寄りを住み慣れた地域から追い出すようなことはすべきではありません。また、どこで待機していようが、入所希望者すべてが特養ホームに入れるよう、建設計画を拡充し、前倒ししてすすめるべきと考えますがいかがですか、お答えください。

3つ目に高齢者・低所得者の保険料、利用料の減免制度についてです。

去る、9月の「読売」の世論調査では、介護保険制度の問題点として「保険料の負担が大きい」と答えた人が56%にのぼっています。「保険料がいったいいくらになるのか」、「保険料を払って生活していけるのだろうか」という不安です。府下市町村では、長岡京市がはじめて「保険料は税の減免制度をもとに条例化し、利用料の減免措置も検討していく」と9月議会で答弁しています。条例化までは明言していませんが、大宮町、網野町、加茂町などでも保険料減免の検討を表明しています。

また、亀岡市では「減免は国、府へ要請していく」としています。ところが府は、先の決算委員会で、わが党議員の質問に対し、府独自の支援は行なわない旨答弁されました。この方針は、市町村からいくら要請があっても、変えられないのでしょうか、お答えください。

【知事】 要介護認定において、自立と判定された方には国において介護保険とは別に、要介護状態になることを予防する事業や日常生活を支援する事業が検討されており、その動向を踏まえて必要な対応をしてみたいと考えております。

特別養護老人ホームにつきましては、各市町村において実施された待機者を含む高齢者の実態やニーズなどの調査結果を踏まえまして、本年度中に京都府で策定いたします「介護保険事業支援計画」において必要となるサービス見込み量を定めることといたしております。今後、市町村とも連携しながら、国の経済新生対策を活用した前倒しも含め、着実な整備に努めてまいりたいと存じます。保険料や利用料の徴収につきましては、これまでから低所得者への配慮などを国に強く働きかけてきたところでありまして、国において現在、軽減措置などの検討がなされておりますので、こうした状況を踏まえて適切な対応をしてみたいと存じます。いずれにいたしましても京都府といたしましては、介護保険制度の円滑な実施に向け、市町村との緊密な連携のもとに必要な取り組みをすすめてまいりたいと考えております。

問題多い「財政健全化指針」

消費税の地方配分増やせの要求は、府税収入減と税率引き上げに通じる

【松尾】

次に財政問題について伺います。

知事は去る11月11日、「財政健全化指針」を発表されましたが、この指針には多くの問題があり、到底、認められるものではありません。以下、4点についてうかがいます。

まず、収入確保対策として、法人事業税の外形標準課税の導入や消費税の事実上の引き上げを国に求めている問題です。外形標準課税は、さきほども述べましたが、企業が赤字の場合でも事業税を納めなければならないこととなります。消費税については地方配分を増やせとの要求ですが、これは必然的に税率引き上げにつながります。国が現行の5%のままで地方配分を増やすなどということはありませんからです。こんなことになったら、日本経済はいったいどうなるのか、京都の落ち込みはいっそうひどくなり、税収は増えるどころか逆に減るでしょう。府の税収を増やすためといってこんな要求をするのは、まったく逆立ちです。逆に、政府に対して、外形標準課税は導入するな、消費税率を引き下げよと要求するのが、知事のとるべき態度ではありませんか。お答えください。

【知事】 まず、税制度に関してのご意見ですが、今回の指針の中では、今日の財政危機が京都府のみならず、地方財政全般にわたる問題であることを踏まえ、国に対する重点的な取り組みとして地方税財政制度の根本的な見直しを掲げているところでございます。この中で、国から地方への税源委譲を求めています。これは地方分権を実効あるものとするためにも、国と地方の税収配分を見直すことによって地方がその責任と役割にふさわしい主財源を確保することを意図したものでありまして、これをもって府民に増税を押し付けるという主張は、府民にいたずらに誤解を与えかねないものであると感じます。

また、法人事業税への外形標準課税に着目した課税方式の導入は、税負担の公平性の確保や景気変動に左右されやすい都道府県の税収構造をより安定的なものに改めていく上で、必要なものと考えておりますが、その実現にあたってはこれまでから税負担の激変緩和や中小法人の負担について十分配慮した上で具体化してほしいということ、繰り返し申し上げておりまして、中小企業には十分な配慮をしてもらう前提でお話をいたしております。

「事務事業見直し」は、ムダな事業こそ見直し、凍結を府民サービスの犠牲は許されない

【松尾】

第2に、「事務事業の見直し」と称して、府民サービスを削る問題です。

知事はすでに5年前、団体補助金の一律1割カットを行ない、お年寄りや障害者団体、商工団体などの運営を困難にしてきました。今年の予算では、中小企業振興対策や伝統地場産業振興対策予算、学校の小規模改修予算などを削減し、先の九月補正では土木の府単独事業を50億円も減らし、道路の修繕ができないとか、橋の工事が中断するなどの事態が起きています。来年度の予算編成では、団体補助金の一律15%カットをはじめ、府民サービスのいっそうの切り捨てを行おうとしています。このような府民を犠牲にする「事務事業の見直し」はやめるべきと考えます。お答えください。

第3に、不要、不急の大型事業、ムダな事業がいぜんとしてつづけられる問題です。金がない、どうするか、というときに、金額のはる大きなものを一番先に始末する、これが庶民の常識です。ところが「金がない」と言って、府民サービスを削りながら、その一方で、数百億円もかかる城陽のサッカースタジアムや、総事業費8千億円、府負担5百億円

といわれる京都高速道路、ほとんど利用されない、地元負担の大きな京都迎賓館や舞鶴港和田埠頭建設など、百億円単位の大型事業をどんどんすすめるというのは、とうてい府民の納得が得られるものではありません。「財政健全化指針」は「費用対効果」の検証、つまり、使う金に見合う効果があるかということをよく検討するように強調していますが、これらの事業がこの点からみても問題であることは明かです。財政が厳しいと言うなら、この際、きっぱり凍結すべきです。いかがですか。お答えください。

【知事】 地方自治の精神にもとづき、最小の経費で最大の効果を上げるという姿勢で常に事業のあり方や実施方法を点検し、その時代時代に促した必要な施策を効率的に執行していくことが、住民から貴重な税をお預かりしている地方公共団体として当然の責務であると考えているところでございます。先ほどから、お聞きしておまして、また、先般は日本共産党京都府議会議員団という形で「地方自治と府民の暮らしの破壊への道をすすむ財政健全化指針」という文書もいただきました。読んでみまして、「今回の京都府の財政危機の原因が不況の中で、大幅に税収が落ち込んでいるにも関わらず、ゼネコン奉仕、浪費型公共事業を莫大な借金をしてまで次々と拡大してきたこと」と決めつけられておりますが、実は、私、昭和50年の府議会本会議で共産党の杉本源一議員が蜷川知事に質問しておられるのを見ました。それによりますと「私は、京都府が直面している財政危機の打開について質問します。私も日本共産党は、今日の地方財政に危機はこれを生み出した政府にその責任を取らせ、当面、超過負担の完全解消、地方交付税率を32%から40%に引き上げさせること。国の機関委任事務の大幅整理を始め国と地方との事務の民主的再配分などの、より抜本的な対策を進めなければならないことを早くから提案をしてまいりましたが、当面の困難を切り抜けるために」—これからが京都府独自に対することなんでしようけれども、「次の緊急措置を強く政府に要求していく必要があると考えます。第1は国税の落ち込みによる地方交付税の減額分については、臨時特別交付金によって補填させること。第2は府税の減収分については、全額減収補填債を認めさせ、さらに利子補給をおこなわせること。第3に国の直轄事業負担金は、当面、繰り延べさせ、負担金制度は来年度から廃止させること。第4に公共事業の府負担については特別事業債を認めさせること」と言っておられまして、とにかくすべて国が悪いんだ、国に言いに行こうと、公共事業を止めさせよとは言っておられません。むしろちゃんと財源措置をせよと言っておられまして。今の場合には、府の行政が悪かったから財政危機になったというふうに言われますけれども、支援する知事場合には、知事の責任を言わなくて、国の悪口ばかりを言って、現在、支援してない知事に対しては、知事の資質だとうことをいわれると言うのは、共産党の党利党略と言われても仕方がないんじゃないか、と思います。とにかく一緒になって正すものは国に対しても正して、府内で処理をすることは一緒になって、府民のためにみんなでやっていきたいという思いでございまして、よろしく願い申し上げます

大型公共事業凍結すべき等のお話もございしますが、とにかく京都迎賓館のように全部国費でやるとははっきり言っておられるのに、すべて府の負担になって財政危機に関係があるようなお話をされます。私聞きますと、総理府の方に共産党の国会議員、府会議員さんが行かれて、「負担はないんだな」と再三確かめられて、「ない」という言質をとってきながら、「ある」と宣伝される。どういことだろうかと私は思うわけです。府民を惑わすようなことは止めていただきたいと思うわけです。

【松尾】

第4に、「内部経費の削減」問題です。「指針」では、府立医科大学附属病院と府立三

病院について、「経営の改善」「一般会計からの繰入削減」「病床の効率的運用」などを掲げています。府立病院ではすでに、ベッドの回転率をあげる対策を実施しており、与謝の海病院では、家ではとても対処できない患者に退院を求める事態も起こっています。この方針をいっそう強化しようというのですから、大変です。

また「財政健全化指針」は、職員の削減を掲げています。すでに今年1月の第2次行革大綱で教職員900人をはじめ1300人の職員削減を打ち出されましたが、学校現場では、学級崩壊や不登校などの困難をかかえ、30人学級を強く求めているときに、教職員を大幅に減らすというのは、府民の願いに全く逆行するものであります。

以上のとおり、「財政健全化指針」は、内部経費の節減、職員削減など、府民サービスをさらに切り捨てようとするものであり、撤回すべきと考えますが、いかがですか。お答えください。

わが議員団は、府民サービスを充実しつつ、「財政再建」をはかることは十分可能と考えます。大型事業優先で借金を増やしたことが、今日の「財政危機」の最大の原因です。したがって、まず大型事業を見直すこと、そして、公共事業を教育施設や福祉施設など生活密着型に転換し、府民サービスの向上と地元中小業者の仕事確保をはかることです。福祉・教育の充実、中小企業や農業の振興でこそ、府民生活が向上し、府財政も確立できるのです。

【知事】 来年度以降、見込めれている収支不足を解消していくために地方財政基盤の充実強化を国に強く働きかけると同時に、内部改革を断行することにしておりますが、府民の皆様が直接影響が及ばない部分でまず、徹底して内部努力をおこなうべきであるという観点に立つものです。ご意見のありました、府立医科大学附属病院や府立病院につきましては、厳しい環境のもと、現在の経営状況の点検、見直しをおきない病床の効率的な運用や電算システムの導入などにより、患者サービスの維持向上にも十分配慮しながら経営の改善に努めてまいりたいと考えております。

指針を撤回すべきとのことでありますが、先般、取りまとめました指針は現下の財政危機を克服して財政の健全化を図り、21世紀への京都府づくりに向けて新しい行財政システムを構築していくために、当面の取り組み目標と財政運営の基本フレームを示したものでございます。従いまして府民サービスを一方的に切り捨てると言うようなことではなく、社会的に弱い立場にある府民の方々に対して的確にサービスを提供するなど、時代に即した行政サービスを安定的に提供しようとするものでございます。私といたしましては、府民の皆様が説明責任を十分に果たしつつ、ご理解、ご協力を得て掲げた取り組みを全力をあげて、すみやかに、着実に実行していく所存でございます。

運動団体に左右されることなく同和事業も終結を

【松尾】

この際、財政問題とも大いにかかわる同和事業の終結について知事のお考えをお聞きしておきます。1昨年3月、同和対策最後の特別法「地对財特法」の期限が終了し5年間の経過措置に移行しました。いま折り返し点にかかっています。2002年3月には同和事業をすべて終結させなければなりません、どう取り組みをすすめているか、先ずお答えください。

今年の同和予算は総額60億円ですが、その殆どは終結可能なものです。地域の小中学校などへの教員の特別配置、いわゆる同和加配が22億円、自動車運転免許その他の技能修得個人給付、高校、大学の奨学金など計17億円が大半を占めますが、これらはなんとしても終結すべきです。また、人権の名による啓発事業、同和教育の継続、拡大はあつて

はなりません。

さらに、終結に当たっては、運動団体などに左右されることなく、行政の主体性を貫くことが重要です。そのためにも、知事の毅然たる姿勢が、つよく求められるところでありますが、いかがですか、お答えください。

【知事】 京都府におきましては、平成8年度の一般対策への以降を基本とする見直しの結果を踏まえまして、特別対策としては、あくまでも激変緩和のための経過的措置と位置づけまして、平成13年度までの機関に限って必要な事業を実施しているところであります。今後とも見直しの主旨に即し、市町村と緊密な連携を図りながら適切な事業執行に努めてまいりたいと考えております。

マンション建物の維持、管理、大規模修繕など総合的な支援対策を

【松尾】

次にマンション問題についてうかがいます。

大都市における居住形態として分譲マンションの比重は近年ますます大きくなってきていますが、それに伴い、建物の維持・管理、大規模修繕問題など、マンション対策は都市・住宅政策の大きな課題となっています。

東京都ではすでに早くからマンション問題を都住宅政策に位置づけ、23区をはじめ都内27市に「相談マニュアル」を作成、配布するとともに、居住者、購入予定者向けの「分譲マンション維持・管理ガイドブック」も作成しています。96年には「分譲マンション居住に関する意識調査」を実施し、これをもとに翌97年「マンション老朽化対策」に着手、住宅金融公庫リフォームローンにたいし1%の利子補給を行なう「マンション改良工事助成制度」を設けています。また、神奈川県でも修繕・管理のパンフレットを作成するなど支援策を講じています。

このような中で建設省は去る8月、「総合マンション対策」を打ち出しました。とくに建築後10年を超えるマンションが全体の6割にも及び、大規模修繕が大きな課題となっている状況をふまえ、来年度中には各都道府県、政令指定都市でのマンション相談窓口の設置など相談支援体制の強化を打ち出しました。

わが党は89年12月の本会議質問でマンション問題を取り上げて以降、大規模修繕支援や相談窓口の設置などマンション対策の強化を繰り返し要求してまいりました。府は、その後、ようやく管理セミナー研修会に職員を派遣し、98年には京都市と共催で「マンション管理セミナー」を開催しましたが、いまだに分譲マンション戸数さえ掌握していない状況で、大きく立ち遅れています。

私どもがマンション相談室を開設して10年になりますが、相談室には、多くの相談が寄せられています。この10月、市内3カ所で開催しました懇談会でも、「高齢化で修繕積立計画の先行きが心配」「賃貸が増え管理組合の運営が大変」、「分譲後1年すぎたが管理組合がない」などマンション住民の切実な声が寄せられました。

そこで、おたずねします。第1に、相談・支援体制の整備、相談窓口の設置について伺います。窓口の設置は、建設省が打ち出した修繕支援など「総合マンション対策」の受け皿として急を要する課題であります。どう進めているのかお答えください。

第2に本府として府住宅政策の中に分譲マンション対策をしっかり位置づけ、実数の把握、維持管理の実態など必要な調査をただちに行なうべきと考えますがいかがでしょうか。

第3にマンション住民への情報提供です。この間、「標準管理規約の改訂」や「修繕積立金の管理会社名義の改善」などの通達が出されていますが、ほとんど徹底されていません。相談体制の整備とあわせ、広報活動の充実をはかっていただきたいと考えますがいか

がでしょうか。お答えください。

【知事】 建設省が本年8月に来年度予算編成に向けて発表しました、当面の緊急課題への対応の中で、相談窓口の設置や修繕計画の内容など、分譲マンション管理の適正化について取り上げられておまして、現在、学識経験者らで構成される研究会が設置され、検討されていると承知をいたしております。尚、京都府におきましては従来から京都府住宅供給公社に、住宅相談所を設置し、住宅に関わる府民の方々のさまざまな相談に応じているところでございます。また、分譲マンション管理に関する情報につきましても、マンション管理セミナーの開催などを通じて関係団体への必要な情報の提供を図っているところでございます。今後におきましても国の研究計画ともタイアップしながら対応してまいりたいと考えております。

「安全神話」から脱却し、万全の原子力防災対策を 「プルサーマル計画」の中止を申し入れよ

【松尾】

次に原子力発電所と府の防災対象についてうかがいます。

9月30日東海村のJOC核燃料加工工場で発生した臨界事故は、日本中を震撼させ、世界中にトップニュースとして伝えられました。臨界事故としては世界で3番目に大きく、多くの被曝者をだし、地元経済に与えた損害は160億円を超えるといわれています。もし臨界状態にストップがかからなければ、その被害は想像を絶するものとなっていたはずですが。この事故は、絶対にあってはならない臨界事故であり、わが国の原子力行政の根本からの見直しを求めるものとなりました。

原発銀座といわれる福井県に隣接する京都は、原発事故が発生すれば大変です。国の指定地域の10キロ圏内だけでも、現在、1万人以上の府民が住んでいます。以下、3点について知事にうかがいます。

第1に、「安全神話」からの脱却です。国会審議で明らかになったとおり、科学技術庁の担当部局は「臨界事故など起る筈がない」として現場事業所からの通報を5時間近くも放置し、事故対策の決定的な遅れをもたらしました。これこそ、「安全神話」のまぎれもない実証ではないでしょうか。

1979年のアメリカ、スリーマイル島の原発事故報告書がもっとも強調したことは「原子力発電は安全だ」という思い込みで最大の問題があった、これを「原子力発電は本来的に危険性の高いもの」という姿勢に切り替えねばならないという反省でした。この教訓は、いまでは、世界の多くの国々の共通の認識となっているのであります。ところが、知事は、国どうように「安全神話」に固執し、原子力防災手帳には「原子力発電所は事故を起こさないで安全に運転が続けられるようになっている」と「安全神話」を書き込み府民に押し付けているのです。防災計画に決められている訓練も行なってきませんでした。

全国最大の原発密集地、若狭湾に隣接する京都府知事として、この「安全神話」をきっぱり捨て、国や関電いいなりの姿勢をあらため、危険な原発に対処する毅然たる姿勢を貫くべきと考えますが、知事のご所見を先ずお聞かせください。

つぎに防災対策についてうかがいます。「原子力新法」が成立の見通しですが、これを機に本府も立地県なみの位置づけとなり、立入り検査もできることとなります。従ってそれに対応した体制が当然必要です。原子力関係専門スタッフを持つ安全、防災対策担当課を設置すべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

また、住民への連絡、通報の徹底ですが、静岡県浜岡原発では、10キロ圏内の各戸

に防災無線が設置され、緊急時の連絡体制がとられています。京都府も最低10キロ圏内では同様の緊急連絡システムが必要ではないでしょうか。いかがですか。

最後に、高浜原発4号機のプルサーマル計画についてです。これはプルトニウムを含んだMOX燃料を使うものですが、プルトニウムの放射能はウランの1万から1億倍と非常に高く、扱いは極めて困難なものです。条件によっては500グラムから600グラムで臨界に達すると言われていています。それを本来プルトニウムを使用しない原子炉で使うものであり、これまでの原子力発電で想定しなかった重大な事故、災害が起こることも予想されているのです。しかも、今回3号機に使用するMOX燃料データーの捏造が判明し、計画は1年間延期されました。ところが関電は、4号機の燃料についても同様に捏造(ねつぞう)の可能性が指摘されているにも拘わらず来年1月から実施しようとしているのです。これにたいし、アメリカの核管理研究所などからも強い中止勧告がよせられているのです。福井県が、地域振興支援と引き換えに承認したとの報道がありますが、安全を犠牲にして地域振興はありません。絶対に認められるものではありません。さらに関電はこのほど美浜原発1号機について、当初の30年の営業運転計画を40年に延長することを決めましたがこれも大問題です。府民の安全に責任を持つ知事として、この問題も含め、プルサーマル計画の中止を強く要求すべきです。お答えください。

【知事】 原子力発電所の安全性自体につきましては、基本的に国や事業所の責任で確保されるべきものであり、京都府といたしましては国や事業所に対し、安全対策の徹底を強力に求めてまいったところでございます。その一方、府民の安心安全を守る立場から、万一、事故が発生した場合の体制を整備するとともに、関係住民への原子力防災に関する知識の普及啓発や、緊急時を想定した通信訓練や環境放射線モニタリング訓練などを実施してきたところでございます。今後とも、国や事業者に対し安全の徹底を強く要請する一方、先ほども答弁にいたしました通り、原子力防災新法の内容を踏まえ、市町村との連携をもとに防災行政無線の整備をすすめますとともに、専門家の協力も得て人的な体制の充実を図るなど、防災体制の整備に努めてまいり所存でございます。

高浜発電所のプルサーマル計画につきましては、国において十分な審査が為されておりますところでございますが、京都府といたしましても、これまでから何度も申し上げておりますように関西電力最高責任者に対しましても、安全対策の徹底を強く申し入れてきたところであります。尚、美浜発電所1号機の使用年数の延長につきましては、専門家による技術的な判断を踏まえ、通産省から平成8年4月に出された「後継年間」の基本的な考え方にもとづいて事業者が判断されたもので、今後、定期検査などを評価する中で適切な運用がなされるものと認識をしているところでございます。

【松尾】

原子力安産対策について、アメリカのスリーマイル島の調査報告書などもひいて、今、日本の原子力行政にとって、また、本府としても当然ですが、「安全神話」を脱却するというのが一番大事な問題なんだと言うことを知事に申し上げました。

しかし、知事はこのことに明確にお答えになりませんで、例えば、プルサーマルについてもおっしゃったのは、安全対策を関電に直接社長に合って求めていると言うことですが、そういうことでは済まない、つまりプルサーマル計画と言うのは、そんなことではすまない問題だからということで、アメリカの研究施設などからも中止勧告が出されているのであります。これは中止を求めていただく、安全対策の要求じゃなくて、中止を求めていただくと言うのが、1番必要なことだと申し上げているわけです。この「安全神話」から、どう脱却するのか、そのことは大変、大事な問題ですから、知事としての姿勢を改めてお聞きしたいと思います。

【知事】 「安全神話」から脱却せよということは、今度の東海村の問題等で、やはり人間がやることは絶対ということはないと、国民全体での合意になっておりますので、合意の下で人知の最善を尽くして制度等をつくると同時に、なお、みんなでこの問題を十分考えていこうということで、原子力新法もできたわけでございます。そういう中で今後とも十分注意をしていきたいと思っております。

あとを絶たない警察官犯罪 甘い再発防止策

【松尾】

次に警察官による犯罪と再発防止対策について、公安委員長並びに警察本部長に伺います。

神奈川県警での一連の犯罪は、最高責任者である警察本部長が、法の厳守という職責に反し、警察官の犯罪に厳しく対処しないばかりか、隠ぺい工作を指示し、虚偽の発表を繰り返すなど、恥ずべき体質を露呈し、警察行政の問題点を浮き彫りにしました。

本府でも昨年来、捜査情報を知らせてワイロを受け取る、銃器を取り締まる警察官がピストルや実弾を収集する、また、押収した覚醒剤を着服使用するなど、あってはならない犯罪が相つぎました。警察本部長はその都度、謝罪し、再発防止を表明されましたが、いまなお後を絶ちません。

府警本部は、11月25日、今回の事件で、23人の処分を発表しました。また、警務部長は「身内の犯罪、犯行を視野に入れた指導、管理システムの検討をすすめている」と述べ、警察署で長期保管中の証拠物は警察本部で直接保管することも明らかにしました。しかし、これで再発防止ができるのでしょうか。新聞報道でも、「今回の事件を教訓に、押収品の保管を徹底することは当然だが、不祥事のたびに陳謝と処分を繰り返すだけでは府民の信頼は取り戻せない」と厳しい指摘をしています。

そこで公安委員長ならびに本部長にうかがいます。

覚醒剤事件の全容を明らかにせよ

第1に、覚醒剤事件の全容を明らかにする問題です。9月議会で警察本部長は、「今回の事態を重大危機と受け止め、捜査の徹底を期し、真相を明らかにするとともに、再発防止と府民のみなさまの信頼回復に向けて全力をあげて取り組む」と述べられました。しかし、今回の発表では府民にはその全容がわかりません。大量の覚醒剤がどうなったのか、公判の検察冒頭陳述では、殆どが村山元巡査部長らによって乱用されたとしていますが、本当にそうなのか、府民はなお疑問を抱かざるを得ません。もし、他に流れるようなことがあったとしたら大問題です。信頼回復にはほど遠いと思いがいかかですか。

【警察本部長】 元亀岡署員等による覚醒剤取り締まり法違反事件等に関する捜査結果について、ご報告並びにお詫びを申し上げます。本件に関しましては、事案の全容解明に向けて鋭意、厳正な捜査を推進し、先月25日、余罪事件等計11件を京都地方検察庁に送致いたしました。これを受けまして同日付けで関係監督者等計23名の処分を厳正におこなったところであります。今回の一連の事件により警察に対する府民の信頼を大きく裏切ったことはきわめて遺憾であり、府民のみなさま並びに議員のみなさまに対しまして、改めて深くお詫びを申し上げます。今後、不祥事の再発防止につとめるとともに仕事で成果を上げ、信頼回復に向けて全力を尽くす所存でありますので、なにとぞご理解をほどお願い申し上げます。

九条警察署では、昭和62年9月に被疑者不詳の覚醒剤約140グラムを押収しましたが、関係幹部の引継ぎの不徹底等により適正な保管保管が行われず、時効が過ぎても検察庁に送致されることなく古い保管庫に残されたままとなっております。平成7年に当時の係長がその覚醒剤を発見し、同年6月ごろ及び平成8年3月頃の2回にわたって、村山元巡査長が同係長から資料として計25グラムを譲り受けております。さらに村山元巡査長は平成8年10月頃及び平成10年1月頃の2回にわたって、保管庫にあった残るすべての覚醒剤を盗み出してあります。このようにして入手した覚醒剤のうち3グラムを同僚警察官に資料として譲り渡し、宮部元巡査部長に2回にわたって計1・8グラムを譲る渡したほかは、全量を単独でまたは女性と一っしょに使用したものと認められます。今回の事件では、厳格に保管管理されるべき証拠品の管理が、きわめて不適切であったことを深く反省し、これを踏まえ特に銃器、薬物等の長期保管のあり方について見直しをすすめ、適正な保管管理を徹底する所存であります。

監察官制度の機能を高めよう組織と運営の改善を

【松尾】

第2は警察官の犯罪や不正をチェックする問題です。チェックするための監察官制度があります。しかし、この監察官制度が、十分機能を果たしていませんでした。神奈川県警では、監察官が本部長と一っしょになって覚醒剤犯罪を隠す工作をしていたのです。やはり本部長と警務部長の指揮下では、身内に甘くなります。監察官室が独自の機能を発揮できるよう組織と運営の改善をはかる必要があります。本部長の見解を伺います。

【警察本部長】 監察機能については、観察室では不祥事等を入手した場合、迅速な調査により事実関係を把握するとともに刑罰法令に触れる行為が認められれば、捜査部門に引継ぎ、法と証拠に照らして厳正な捜査を推進して事案の解明に努めているところであります。このように重要な役割を担っている観察官室には、捜査経験をもつ事件判断能力に優れた適切な人材を配置するとともに、本年春以降、監察官室の体制強化及び人事調査官の設置で3名を増強するなど、監察機能の充実強化につとめてきたところであります。今回の事案にあっても監察官室と捜査部門が緊密に連携して、事案の解明を図り、厳正な処分をおこなうなどその役割を果たしたところであります。当府警察といたしましては、今後よりいっそう監察機能の強化に努め、職員の身上把握や常務管理を徹底し、不祥事案の再発防止に全力を尽くす所存でありますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

公安委員会はどうか対処したのか

【松尾】

第3は、公安委員会についてですが、警察を監理すべき公安委員会として、今回の事件についてどうか対処されたのか、また、今後、その機能をどう強化されるのか、お伺いいたします。

【公安委員長】 覚醒剤にからむ重大な不祥事が相次いで発生し、府民の警察に対する信頼を大きく裏切ったことは誠に遺憾であり、府民並びに議員のみなさんに深くお詫びを申し上げます。

今回の事案につきましては、発生とともにその内容や捜査の進展状況、処分などについて警察本部長等から適時、報告を受け、その都度、徹底した捜査と全容の解明、適正な処分などについて強く指導してきたところであります。今後は何よりも再発防止と警察に対する信頼の回復が急務であると認識いたしております。このような点を踏まえ法制上の範囲内で警察本部長に対し、積極的かつ活発に意見を申し上げるなどなお一層警察の管理の

徹底をはかるとともに、一方、日夜まじめに努力している警察職員の士気が低下することがないように、十分な指導もしてまいりたいと考えております。

【松尾】

以上で質問を終わりますが、今年も残すところあとわずかとなり、いよいよ新しい2000年代を迎えます。新しい千年紀が生活の向上、安定はもとより、平和・民主主義、文化の花開く時代となることをねがう国民の新たないぶきが日ごとに高まりつつあります。

わが党は、その願いにこたえ、多くの国民のみなさんとの共同の力で、一步一步、着実な前進をはかっていく決意です。

新年早々には京都市長選挙がたたかわれます。また、前後して総選挙が行なわれることも必至です。新しい世紀にむけ、政治の転換をはかる第一歩として全力をつくす決意のべ、質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

●他会派の代表質問の概要をご紹介します

工藤香代子（新政会、城陽市）1999、12、8

●今後の財政運営について

【工藤】「財政健全化指針」を達成するため、いかなる推進体制で臨もうとしているのか

【知事】私を先頭に不退転の決意で取り組む。京都府行財政システム 21 推進本部を中心として推進していく。

【工藤】「財政健全化指針」に基づく取り組みの実施に当たって、広く府民の理解と協力を得るためにどのような方法をとるのか

【知事】「府民だより」などの全戸配布の機関広報誌に掲載するとともに、京都府のホームページや KBS テレビの府の広報番組で私自身が府民に説明し、理解と協力をお願いしているところ。

【工藤】21世紀の社会の中で、京都府が担うべき使命・役割をどのように考えているのか、そのビジョンは

【知事】抜本的な行財政改革に取り組む中で、時勢に即応できる弾力的で、足腰の強い行財政システムを構築するとともに、府総合開発審議会がまとめた「新しい総合計画」中間案にも示されているように、行政への住民参加、個人の自立・自助、地域の自立・交流・連携を基調とした、府政運営をすることが重要。

【工藤】来年度の予算編成に当たっての方針、意気込み

【知事】あらゆる財源の確保、内部管理経費の徹底した削減・合理化を進めるとともに、一切の聖域を設けることなく、既存事業全般に渡る厳格な点検、見直し、費用対効果の検証などを実施し、その上で喫緊の重要課題や来るべき新しい世紀につながる施策に対して優先的に財源を配分する。

●21世紀の経済・産業と雇用について

【工藤】本府の高齢者雇用対策の取り組み状況と知事の所見

【知事】京都府高年齢者雇用開発協会と連携して、継続雇用定着促進助成金などの支援制

度も活用しながら、事業主に対する啓発・指導を行なっている。

【工藤】 シルバー人材センター事業の育成と支援の更なる拡大に向け、今後どのような取り組みをするのか

【知事】 高齢者の多様な就業ニーズに対応するため、府内のシルバー人材センターに対して、運営助成を行なっている。

【工藤】 学生に職場体験をさせるインターンシップ制度の本府の取り組みと考え、また学研都市で整備が進められている（仮称）勤労体験プラザの活用含め意気込みは

【知事】 本年度約 340 人の大学生が、企業・行政・NPO で就業体験を行なった。また、府立工業高校の 158 人の生徒が、福知山と綾部の企業 6 1 社で、就業体験をしたところで、有意義だったと聞いている。平成 1 4 年度に開館予定の勤労体験プラザも積極的に活用して、若者の適切な職業選択や円滑な就職促進のための対策を進めていきたい。

【工藤】 本府の女性の雇用に関する現在の取り組み状況

【知事】 国の女性少年室などと連携しながら、男女雇用機会均等法や育児介護休業法などの普及啓発に取り組むとともに、女性就業サービスセンターや高等技術専門学校において、再就職を支援するための技術講習などを実施している。

【工藤】 「在宅ワーク」のような新しい職種について、相談体制整備を含む就業環境整備が必要と考えるがどうか

【知事】 国の研究会の中間報告なども参考にし、国の関係機関とも連携しながら、相談体制の充実などをはかっていくたい。

【工藤】 健康で安心して働けるセーフティネットの整備や雇用保険の見直し等について、本府の現状をふまえ、国に強く要望していただきたい（要望）

●教育問題について

【工藤】 中央教育審議会答申で提唱された「第 4 の領域」ともいうべきものの育成について、今後の取り組みを具体策も含め、所見を伺いたい

【教育長】 少年、青年の家での親子の自然体験学習、天文教室、伝統工芸教室の開催、また郷土資料館での土器づくり教室やそばづくり教室の実施をはじめ、講師やボランティア指導者の養成などの取り組みを進めている。

【工藤】 高等学校外で行なう学修についても、校長が認める場合は単位を付与できることとなったが、本府における取り組み状況についての所見

【教育長】 すでに 2 5 種類の単位認定をおこなっている。また、新たに加わったボランティア活動やインターンシップ等については、各学校の活動の状況等をふまえて、校長の意見も聞きながら、検討していきたい。

【工藤】 大学の連合構想についてどのように考えているか

【知事】 東京の大学連合構想については、新しい大学改革の取り組みとして注目している。

●地球環境問題について

【工藤】 「京と地球の共生計画」に今後どのように取り組むのか

【知事】 今後は「京と地球（アース）の共生府民会議」を拡充し、これを核にして、府民・

事業者・団体などの連携・協力によって、地球温暖化防止の活動の輪を広げていきたい。

【工藤】2002年地球サミットの京都誘致に向けて、さらなるとりくみを進めるべきと考えるかどうか

【知事】京都市、京都商工会議所などとも協力して、国に対する働きかけをしていきたい。

【工藤】循環型社会を実現するため、ライフスタイルの見直しが言われているが、知事の見解は

【知事】府民は、消費者として資源の循環の流れに大きく関わるだけに、そのライフスタイルを根本から見直すことは、非常に重要だと認識している。国や市町村と連携協力して推進していきたい。

【工藤】地球環境保全に直接寄与することを目的とした、事業としての大規模ケナフ栽培運動が必要と考えるかどうか

【知事】今後とも、地域や学校などと連携して、ケナフの環境に対する有用性の認識に向けた取り組みを、一層進めることとしている。その中で、ケナフ商品の利用の拡大が促進されることにより、より広範囲な取り組みにつなげていくことができると考えている。

●府南部地域の整備について

【工藤】首都機能移転のその後の進捗状況や今後の展望はどうか

【知事】国で検討されているが、かなり審議が難航している。そのため「三重・畿央地域」4府県の副知事が、国土庁長官にあらためて強く要望した。今後とも国の動きを見ながら、必要な対応をしていきたい。

【工藤】府南部地域の産業立地について今後どのような取り組みを進めていくのか

【知事】優れた条件を生かして、ハイテク産業や技術力の高い中小企業の立地などを積極的に進めていくことが重要と考えている。そのためハイテク産業集積の形成に向けた懇談会を設置している。今後、この懇談会の意見も聞きながら、積極的に取り組んでいきたい。

【工藤】JR奈良線の複線・高速化について、一層の整備促進を期待する（要望）

【工藤】近鉄京都線の連続立体交差事業で、特に地元要望の強い宇治市～京田辺市間の今後の見通し

【知事】地元関係市において取り組まれていく街づくりの中で、検討されていくものと考えている。今後とも地元の取り組みを踏まえ対応していきたい。

【工藤】第二名神高速道路の現在の進捗状況や今後の見通し

【知事】JR奈良線から西側の城陽市、京田辺市、八幡市の地域については、来年1月中旬から調査のための地元説明会が実施される。これによって今後着実に事業促進がされることとなった。京都府としても積極的に協力していく。

【工藤】木津川右岸運動公園の建設について重ねて事業の推進を要望する（要望）

【工藤】城陽市は援助・指導を行ない(青谷)梅林振興に努めているが、本府としても積極的な支援が必要と考えるかどうか

【知事】京都府では、これまでから「梅まつり」などを支援してきた。今後とも、歴史街道計画や山城歩道などの取り組みを通じて、その地域の活性化を支援していきたい。なお、後継者対策など梅の振興については、観光面と合わせた振興方策などを城陽市からも聞いて

て、必要な対応を検討していきたい。